

6 職務に専念する義務（国公法第 101 条）

職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

国家公務員は、勤務を提供することによって、国民全体の奉仕者としての責務を果たすこととなります。したがって、勤務時間中は全力を挙げて職務に専念することが求められています。

内容

- ◆ 国公法の目的である「国民に対し、公務の民主的且つ能率的な運営を保障すること」（国公法第1条第1項）を実現するため、勤務時間中は職務の遂行に関係ない行為をしてはならないことを定めています。
- ◆ 特例的なものとして、地震、火災、水害その他重大な災害に際して、職員を本職以外の業務に従事させることが認められています。
- ◆ 法令の定めによって職務に専念する義務が免除される場合の例
 - ・ 育児休業期間及び育児時間
 - ・ 休暇期間
 - ・ 人間ドック

【事例 12】

在宅勤務日に、在宅勤務場所を離れて1日私事旅行し、1日間勤務を欠いた→ **戒告処分**

【事例 13】

勤務時間中に、私用のスマートフォンや業務用のパソコンを使って、業務と無関係の株価や旅行情報を連日にわたり閲覧した → **減給処分**

【照会例 2】

Q. テレワーク勤務中に育児・介護等の職務以外の行為を行うことは可能でしょうか。

A. テレワーク勤務においても、職場勤務と同様に、勤務時間中は職務に専念することが必要であり、テレワーク勤務者は、勤務時間中、職務に専念できるような措置を講じ、職場勤務と同等の執務環境を確保する必要があります。これを満たすためには、例えば、育児・介護等が必要な者を第三者に預ける等の対応を採ることが考えられます。

なお、やむを得ない範囲内でごく短時間の執務の中断があっても、総体として職場勤務と同等の勤務を提供されている範囲内であれば、職務専念義務が果たされているものと考えられます。

ただし、執務の中断が長時間に及ぶものであり、業務に支障があると認められる場合、事前（やむを得ない場合は事後）に年次休暇を請求する等の対応をする必要があります。また、職務専念義務が適切に履行されていないことが判明した場合、当該職員は懲戒処分の対象となり得ます。